

市の救急医療体制

担当

医療課

☎046(2552)7295
FAX 046(2552)7043

救急医療体制は、症状の重さによって次の一次救急〜三次救急に分けて対応します。
医療機関が持つそれぞれの役割について理解し、適切な医療機関での受診にご協力ください。

一次救急

自力で来院でき、外来の治療だけで入院を必要としない軽度の患者について、かかりつけ医や休日急患センターが対応します。

二次救急

主に救急車で搬送され、入院を必要とする重症患者について、救急医療に必要な設備などを備えていると認定された救急告示病院が対応します。休日・夜間は、近隣市の病院を含めた当番病院が、輪番で対応しています。

主に救急車で搬送され、入院を必要とする重症患者について、救急医療に必要な設備などを備えていると認定された救急告示病院が対応します。

三次救急

命に危険が及ぶ重篤患者

二次救急

入院を必要とする重症患者

一次救急

入院を必要としない軽症患者

三次救急

命に危険が及ぶような重篤患者について、救命救急センターを持つ病院が対応します。

二次救急の8割以上は軽症患者

軽症患者を二次救急で対応すると重症患者へ迅速な対応ができないだけでなく、医療従事者への負担が増加し、救急医療体制の維持が困難になります。

かかりつけ医を持つ

休日急患センターや救急病院では、基本的に応急処置の対応となります。普段から健康の相談ができる「かかりつけ医」を持ち、体調が悪くなったときは、診療時間内に診察を受けましょう。かかりつけ医は、病歴や薬のアレルギー、生活環境などの健康状態を把握しているため、適切な診断・治療を行うことができます。また、かかりつけ医を利用することで、救急病院で診察を受ける軽症患者が減り、重症患者の救命活動にもつながります。

座間市24時間健康電話相談のご利用を

夜間の子どもの急な発熱など、病院に行くべきかどうかの判断に困る場合のために「座間市24時間健康電話相談」を開設しています。

座間市24時間健康電話相談

- 受付時間 24時間対応
- 相談内容 健康に関する相談全般
- 電話番号 ☎0120(867)860(聴覚障がい者専用ファクスFAX03)
- (3562)8435 ※電話がつかない場合 ☎03(5524)8500(通話料発信者負担)をご利用ください。

救急車の適正利用にご協力を

担当

消防管理課

☎046(2556)2211
FAX 046(2556)2215

平成28年中に座間市の救急車が出場した件数は5560件(5128人搬送)です。
全国的な出場件数の増加は、高齢化による急病の出場要請の他、緊急性が低いと思われる出場要請の増加が一因となっています。緊急性が低い要請が多発すると、生死にかかわる傷病者の要請に対して救急車の到着が遅延してしまい、救える命を救うことができなくなってしまいます。
救急車の適正利用にご協力ください。

緊急性が低いと思われる事例

- 1 会社と連絡したが、待ち時間が長かったために行われた救急要請。
- 寝たきりの家族がベッドから落ちてしまったが、高

市消防職員が全国大会出場

担当

消防管理課

☎046(2556)2214
FAX 046(2556)2215

消防本部第1警備課の佐藤紀裕、落合純一、小林幸大チームが、救助技術を競い合う全国消防救助技術大会に県代表として出場します。

全国消防救助技術大会

- とき 8月23日(水)
- ところ 宮城県総合運動チーム中、第1位となり全国大会出場を決めました。

年齢のみの世帯のため、ベッドに戻せないために行われた救急要請。



- 外来で受診するよりも救急搬送された方が待ち時間なく受診できるという理由での救急要請。
- 入院をする予定で、入院に必要な用品をまとめてからの救急要請。
- 救急要請をしたが、希望の医療機関での受診ができないために搬送を断った。

危険物の排出方法

担当

資源対策課

☎046(2552)7985
FAX 046(2552)7616

ガラス片や注射針などの危険物が誤って排出されたり、排出方法が守られなかったりすると、収集や選別を行う作業員に危険が及びます。

危険物を排出する際には、次の排出区分、排出方法を守りましょう。

刃物、割れ物、ガラス片など(けがの恐れ)

- 排出区分 燃えないごみ
- 排出方法 新聞紙で包むなど触れても危なくないようにし、他のごみと分

判断に迷ったら通報を

救急の現場では、一刻も早い処置が必要です。明らかに不要な要請ではない場合は、迷わずに通報してください。

なお、上記の「座間市24時間健康電話相談」で症状に関するアドバイスや近くの医療機関の紹介などを行っています。

スプレー缶、カセットボンベなど(爆発の恐れ)

- 排出区分 燃えないごみ
- 排出方法 必ず中身を使い切ってから排出

注射針、点滴の針など(感染の恐れ)

- 排出区分 排出禁止
- 排出方法 購入した医療機関などに相談